



岡山大学法学部だより



※ 本メールは登録された方にのみお送りしています

第 17 号(2010 年 12 月 24 日発行)

発行：岡山大学法学部 学部長室

=====

Merry Christmas! 法学部だより第 17 号をお届けします。本メルマガも何とか年越しを迎えることができました。来年も引き続き、よろしくお願いたします。どうかよいお年をお迎え下さい。

目次

- 卒業生からのメッセージ (第 10 回)
- パリ便り ～ソルボンヌからの風～ (第 7 回)
- 法学部からのお知らせ
- 最近の話題

-
- 卒業生からのメッセージ (第 10 回)
-

メルマガ読者の学生のみなさん、こんにちは。私は大学時代、「マスコミ志望なら東京へ行きなさい」という谷聖美教授のアドバイスを受けて関東の大学院へ進んだ後、岡山の山陽新聞社と米国・サンフランシスコの新聞社・日米タイムズで、日米通算 10 年マスコミにいましたが、2007 年には帰国。岡山市内で行政書士事務所を開業し、現在は主に外国人の入国・在留手続きをしています。

社会に出てから 10 年後の脱サラは、想定外でしたが予想以上にスリリングで楽しいものです。法律資格を得て開業していますが、実情は本屋や食堂と同じ自営業です。このことに開業してから気付く人は結構多い。気付かない人も多い。多くの人は「営業」や「経費の計算と価格の設定」を自分がしなければいけないとは思わず、開業後しばらくはボーッとするか、仕事に備えて専門書を読んだりします。そんな場合じゃない、ということに早く気づき、自営業として目覚めた人は改めて本当のスタートを切ることができるのです。

会社員の仕事は、与えられた箱の中を右往左往するイメージ。自営業になるとゲージから放たれたブローラーのように、どこへ行って何をしてもよくなります。こうなると野生がよみがえり、燃えてくるという学生の方は自営業向きです。一緒に頑張りましょう。ただ、会社組織での経験と人脈が自営業経営には大変有利に働くので、できれば遠回りして来てくださいね。

私も遠回りした末に法律の世界へ戻って来て、法律の奥深さ、大切さ、面白さを実感しながら働いています。

行政書士 (1995 年 3 月卒業) 松田葉子

○ パリ便り ～ソルボンヌからの風～ (第7回)

第7回 フランスの法学教育・その1——カリキュラム

10月から大学も新年度が始まりました。そこで今回から、私の所属するパリ第1大学で行われている法学教育を紹介したいと思います。

フランスでの学部の修業年数は3年で、教養教育は外国語を除いて一切ありません。したがって、新入生は入学後直ちに、法学の専門科目を学ぶことになります。法学部の教員として気になるのはそのカリキュラムですが、私の見るところ、パリ第1大学の法学教育の特徴は、基礎科目の重視と質量ともに充実した演習にあると思います。

まず、必修科目として、1年次前期には「法学入門」と「憲法総論」、後期には「家族法」と「フランス憲法(統治機構論)」の講義が、2年次前期には「契約法」と「行政法Ⅰ」、後期には「不法行為法」と「行政法Ⅱ」の講義がそれぞれ週3時間ずつ割り当てられています。さらに、これらの科目には当該講義を補完するための演習(必修)がそれぞれ週1.5時間ずつあり、このため、1・2年次を通じて、学生は法学の基礎科目をしっかりと学ぶことになります。

このように法学教育が講義と演習とから成るのは日本でも同じですが、フランスで重要な位置を占めているのは、後者の演習です。2年間にわたって上記の必修演習2科目と選択演習1科目が毎週あるため、学生は毎日その準備に大忙しです。演習では、毎回のテーマに沿って、当該科目に関する法律文献の調べ方や読み方、法律文章の書き方に始まり、プレゼンテーションや法的議論の仕方に至るまで、担当教員による指導が行われ、したがって、学生は多くの演習の履修を通じて、法律家としての基本的な技能や作法を実際に身につけることができます。もっとも、演習では毎回宿題やテストがあるため、学生にとってはその準備が大変です。にもかかわらず、当の学生たちに聞いてみると、口をそろえて「演習はとても実践的で有益である」という答えが返ってくるのに驚きます。

パリ第1大学では法学専攻の学生が1学年約2000人いるのですが、上記のような質量ともに充実した演習科目のおかげで、きめ細かく実のある法学教育が行われており、法学士の質保証が確保されています。ただ、こうした教育を可能にしているのは、学生用図書の充実(図書館にはすべての教科書・資料集が各々30冊以上常備されています)はもちろん、演習を担当する多数の博士課程院生の存在です。よい教育をするには、人的・物的にそれなりの資源が必要であることを思い知らされます。

井上 武史 准教授

○ 法学部からのお知らせ

以下の講演会が開催されます。どうか奮ってご参加下さい。

☆平成 22 年度学長裁量経費「変革期における法システムの再構築に関する総合的研究」教育研究プロジェクト講演会

(共催：岡山大学法学会)

日時：2011 年 1 月 12 日 (水) 13 : 00～15 : 00

場所：一般教育棟 A21

演題：韓国の国民参与裁判制度 (仮)

講師：趙炳宣 (清州大学校法科大学教授)

○ 最近の話題

☆学部長裁量経費 多文化共生講演会が開催されました。

12 月 21 日 (月) に講演会が開催され、ミャンマー人のアウンミャウウィンさんに、「私が見た日本の難民制度」と題してご講演頂きました。会場には 50 名を超える人が集まり大盛況でした。当日の詳しい様子は、法学部 HP に掲載される予定です。

-
- ・本メルマガは、毎月 2 回程度配しています。
 - ・法学部の詳細情報に関しては、HP も併せてご覧ください。
法学部 HP <http://www.law.okayama-u.ac.jp/>
 - ・本メルマガには返信なさないようにお願いします。
 - ・本メルマガの登録・解除は、以下の URL にてお願いします。
<http://court.law.okayama-u.ac.jp/mail/register.html>
 - ・ご意見・ご感想は、法学部 情報委員会 joho@law.okayama-u.ac.jp まで。